

令和6年12月10日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和6年12月5日付託分)

福祉子どもみらい局

議案（条例その他）
-----------

- 1 神奈川県こども目線の施策推進条例の概要 …………… 1
- 2 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】 …… 3
- 3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要… 5
- 4 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要… 6

## 1 神奈川県子ども目線の施策推進条例の概要

### (1) 制定の趣旨

子ども基本法の趣旨等を踏まえ、子ども目線の施策を推進するため、県、事業者及び県民の責務等に関し、本条例を制定するものである。

### (2) 制定の内容

#### ア 前文

条例制定に至った経緯、制定の理念等

#### イ 総則的な事項

- (ア) 目的、定義、基本理念（第1条～第3条関係）
- (イ) 県の責務、市町村との連携等（第4条及び第5条関係）
- (ウ) 子ども・子育て支援機関等、事業者及び県民の責務（第6条～第8条関係）

#### ウ 基本的施策に関する事項

- (ア) こどもの意見表明等の機会の確保（第9条関係）
- (イ) 基本計画（第10条関係）
- (ウ) 生命の尊厳、安全な生活等のための教育の充実（第11条関係）
- (エ) いじめ、児童虐待の防止等（第12条～第15条関係）
- (オ) こどもの社会的な自立のための支援（第16条関係）
- (カ) こどもの居場所づくり（第17条関係）
- (キ) 不登校、ひきこもり状態及び孤独・孤立の状態にある子ども等に対する支援（第18条～第20条関係）
- (ク) 貧困の状況にある子どもに対する支援（第21条関係）
- (ケ) ヤングケアラーに対する支援（第22条関係）
- (コ) 医療的ケア児その他心身の機能の障害がある子ども等に対する支援（第23条関係）
- (サ) 母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援（第24条関係）
- (シ) 子育て家庭に対する支援等（第25条及び第26条関係）
- (ス) 推進体制の整備（第27条関係）
- (セ) 人材の確保、育成等（第28条関係）
- (ソ) 子育て支援に取り組む事業者の認証（第29条関係）
- (タ) 表彰（第30条関係）
- (チ) かながわ子ども・子育て支援月間（第31条関係）

- (ツ) 調査研究（第32条関係）
- (テ) 財政上の措置（第33条関係）
- エ 神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成19年神奈川県条例第6号。以下「旧条例」という。）を廃止する。（附則第2項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の認証を受けている事業者は、第29条第1項の認証を受けている事業者とみなす。

## 2 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】

### (1) 改正の趣旨

収入証紙の利用を終了する手数料について、収入証紙以外の方法による徴収とするため、所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

指定居宅サービス事業者指定申請手数料など、12件の手数料を削除する。（別表の2 手数料関係）

### (3) 施行期日及び経過措置

#### ア 施行期日

令和7年4月1日

#### イ 経過措置

(ア) この条例の施行の日前に証紙による収入の方法により徴収した(2)の規定による改正前の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料（(2)の規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料を除く。以下この項及び(3)イ(イ)において「廃止手数料」という。）に係る証紙と知事が認めたものについては、令和8年3月31日までの間に限り、廃止手数料の納付のために使用することができる。

(イ) 廃止手数料の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）は、令和8年3月31日までに申請したときに限り、県に返還して現金の還付を受けることができる。

(ウ) (3)イ(イ)の規定により還付を受ける者（収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者を除く。）については、同条例第7条第2項の規定は、適用しない。

## 福祉子どもみらい局関係

名称
指定居宅サービス事業者指定申請手数料
指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料
指定介護老人福祉施設指定申請手数料
指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料
介護老人保健施設開設許可手数料
介護老人保健施設変更許可手数料
介護老人保健施設開設許可更新手数料
介護医療院開設許可手数料
介護医療院変更許可手数料
介護医療院開設許可更新手数料
指定介護予防サービス事業者指定申請手数料
指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料

3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

給付金として支払を受けた金銭の管理を行う施設に母子生活支援施設を追加する。（第16条関係）

(3) 施行期日

公布の日

4 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例の概要

(1) 改正の趣旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 救護施設において個別支援計画を作成する規定を追加する。（改正後の第18条第6項関係）

イ 更生施設における更生計画に関する規定を改正する。（第23条第1項及び第2項関係、第24条第1項関係）

(3) 施行期日

公布の日